

株式会社エコスに対する排除措置命令について

平成20年6月23日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社エコス（以下「エコス」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、同社に対し、同法第19条（大規模小売業者^{（注）}）による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法第2項、第7項及び第8項に該当）の規定に違反するものとして、同法第20条第2項の規定に基づき、次のとおり排除措置命令を行った（別添排除措置命令書参照）。

（注） 「大規模小売業者」とは、一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者であって、前事業年度における売上高が100億円以上であるもの又は店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）が特別区及び政令指定都市の区域においては3,000平方メートル以上、それ以外の区域においては1,500平方メートル以上の店舗を有するものをいう。

1 関係人

名 称	株式会社エコス
所 在 地	東京都昭島市中神町1160番地1
代 表 者	代表取締役 平 邦雄
事業の概要	食料品スーパー

2 違反行為の概要（別紙参照）

- (1) エコスは、自社及び子会社3社（株式会社シーズンセレクト、株式会社マスタダ及び株式会社やまうちの3社をいう。以下同じ。）の店舗の開店及び閉店に際し、自社と継続的な取引関係にある食料品及び雑貨の納入業者（自社のほか子会社3社の全部又は一部と継続的な取引関係にあるものを含む。）であって、その取引上の地位が自社に対して劣っているもの（以下(1)から(4)までにおいて「納入業者」という。）のうち、和日配、洋日配、一般食品及び菓子の各仕入部門に係るものに対し、納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該店舗の閉店に際して割引販売をすることとした商品及び開店に際して最初に陳列する商品について、当該割引販売前の販売価格に100分の50を乗じる等の方法により算出した額をその納入価格から値引きさせていた。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第四審査席
電話 03-3581-3345（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

- (2) エコスは、自社及び子会社3社の店舗の開店及び閉店に際し、納入業者に対し、あらかじめ納入業者と派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を負担することなく、その従業員等が有する技術又は能力を要しない当該店舗における商品の陳列、補充等の作業を行わせるためにその従業員等を派遣させていた。
- (3) エコスは、自社及び子会社3社の店舗の開店に際し、和日配及び惣菜の各仕入部門に係る納入業者に対し、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、「即引き」と称して、開店に当たって納入させる特定の商品について、その納入価格を通常の納入価格より低い価格とすることにより、当該価格と通常の納入価格との差額に相当する経済上の利益を提供させていた。
- (4) エコスは、自社及び子会社3社の店舗の開店に際し、和日配及び洋日配の各仕入部門に係る納入業者に対し、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、「協賛金」と称して、金銭を負担させていた。

3 排除措置の概要

- (1) エコスは、前記2(1)から(4)までの行為を取りやめている旨を確認すること及び今後同様の行為を行わない旨を、取締役会において決議しなければならない。
- (2) エコスは、前記(1)に基づいて採った措置を自社と継続的な取引関係にある食料品又は雑貨の納入業者に通知するとともに、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) エコスは、今後、前記2の行為と同様の行為を行ってはならない。
- (4) エコスは、今後、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
 - ア 納入業者との取引に係る独占禁止法の遵守についての行動指針の作成
 - イ 納入業者との取引に係る独占禁止法の遵守についての、役員及び仕入担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

違反行為の概要

株式会社エコス

(食料品スーパー業者)



子会社である株式会社シーズンセレクト，株式会社マスダ及び株式会社やまうちの店舗において販売される商品に係る納入取引についても，実質的に株式会社エコスが行っている。

新規開店等に際し，要請

値引き

閉店に際して割引販売をすることとした商品及び開店に際して最初に陳列する商品の納入価格から値引きをさせていた。

(H17.11～H19.6 約2億5700万円)

従業員等の派遣

納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない，店舗における商品の陳列，補充等の作業を行わせていた。

(H17.11～H19.6 延べ約8,320人)

「即引き」と称する経済上の利益の提供

開店に当たって納入させる商品の納入価格を通常納入価格より低くし，その差額に相当する経済上の利益を提供させていた。

(H17.11～H19.10 約1900万円)

「協賛金」と称する経済上の利益の提供

事前に算出根拠，目的等について明確に説明せず，「協賛金」と称して金銭を負担させていた。

(H17.11～H19.10 約3510万円)

大規模小売業
告示
第2項に該当

同第7項
に該当

同第8項
に該当

同第8項
に該当

独占禁止法第19条の規定に違反

納入業者 (食料品及び雑貨を納入)

1 最近の類似事例（小売業者の納入業者等に対する優越的地位の濫用）

件名 措置年月日 (審決年月日)	内 容
平成 20 年(措)第 11 号 (株)マルキョウ に対する件 平成 20 年 5 月 23 日	<p>納入業者に対し</p> <p>メーカーが定めた賞味期限等とは別に、独自の販売期限を定め、当該販売期限を経過した商品について、当該販売期限を経過したことを理由として返品している。</p> <p>商品回転率が低いこと等を理由として、商品の返品又は割引販売を行うこととし、返品することとした商品について当該商品を返品し、又は割引販売を行うこととした商品について当該商品の納入価格から値引きをさせていた。</p> <p>「大判」と称するセール等に際し、その従業員等を自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために派遣させていた。</p>
平成 19 年(措)第 6 号 (株)ニシムタに対する件 平成 19 年 3 月 27 日	<p>納入業者に対し</p> <p>商品回転率が低い在庫商品のうち、自社が割引販売を行わないこととしたものについて、当該商品の全部又は一部を返品し、また、自社が割引販売を行うこととしたものについて、割引販売に伴う利益の減少に対処するために必要とする額を当該商品の納入価格から値引きさせている。</p> <p>自社の店舗の改装等に際し、当該店舗の在庫商品を処分するために割引販売を行った商品について、当該商品の割引額の半額を当該商品の納入価格から値引きさせ、また、割引販売後に売れ残った商品について、全部又は一部を返品している。</p> <p>自社の店舗の改装等に際し、その従業員等を自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために派遣させている。</p>
平成 18 年(措)第 8 号 (株)パローに対する件 平成 18 年 10 月 13 日	<p>納入業者に対し</p> <p>中元商品等の販売に際し、ギフト商品等を購入させていた。</p> <p>自社の店舗の新規オープン等に際し、自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために、その従業員等を派遣させていた。</p> <p>自社の店舗の新規オープン等に際し、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、金銭的負担を提供させている。一定期間継続して販売する商品に係る当該店舗への初回納入分を無償で提供させている。</p> <p>8 月及び 1 2 月に売上げの増大が見込まれることを理由として、毎年 8 月及び 1 2 月における各納入業者との取引額の 1 パーセントに相当する額の金銭的負担を提供させている。</p> <p>他社の店舗の営業等を譲り受け、当該店舗を自社の店舗として新規オープンするに際し、在庫となる商品を処分するため、当該商品を購入させていた。</p>
平成 17 年(勸)第 9 号 (株)フジに対する件 平成 17 年 4 月 15 日 (平成 17 年 5 月 12 日)	<p>自社の店舗の新規オープン及び改装オープンに際し、自社の販売業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために、食料品、衣料品、日用雑貨品等の納入業者に対し、その従業員等を派遣させている。</p> <p>衣料品等の納入業者に対し、買取りを条件として納入された商品について、その在庫商品を値引販売した際に、納入業者が負うべき責任がないにもかかわらず、支払うべき代金の額から当該値引販売に伴う利益の減少に対処するために必要な額を値引きさせている。</p>

2 参照条文

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

〔定義〕

第二条

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第七条第二項〔既往の違反行為に対する措置〕の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

〔排除措置命令〕

第四十九条 第七条第一項〔排除措置〕若しくは第二項〔既往の違反行為に対する措置〕（第八条の二第二項〔事業者団体による既往の違反行為に対する措置〕及び第二十条第二項〔既往の不公正な取引方法に対する措置〕において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項若しくは第三項〔事業者団体に対する排除措置〕、第十七条の二〔合併等に係る排除措置〕又は第二十条第一項〔不公正な取引方法に係る排除措置〕の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）は、文書によつてこれを行い、排除措置命令書には、違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び第六十九条第一項〔命令及び審決の議決方法〕の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

排除措置命令は、その名あて人に排除措置命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。

排除措置命令の名あて人となるべき者は、前項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たつては、代理人（弁護士、弁護士法人又は公正取引委員会の承認を得た適当な者に限る。第五十二条第一項〔審判請求〕、第五十七条〔被審人等が不出頭の場合の取扱い〕、第五十九条〔被審人等の防禦権〕、第六十条〔証拠不採用の理由の開示〕及び第六十三条〔委員会に対する直接陳述〕において同じ。）を選任することができる。

公正取引委員会は、第三項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、及び証拠を提出することができる期限までに相当な期間において、排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される排除措置命令の内容
- 二 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用

三 公正取引委員会に対し、前二号に掲げる事項について、意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限

排除措置命令に不服がある者は、公正取引委員会規則で定めるところにより、排除措置命令書の謄本の送達があつた日から六十日以内（天災その他この期間内に審判を請求しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に、公正取引委員会に対し、当該排除措置命令について、審判を請求することができる。

前項に規定する期間内に同項の規定による請求がなかつたときは、排除措置命令は、確定する。

大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法（抄）

（平成十七年五月十三日公正取引委員会告示第十一号）

（不当な値引き）

- 2 大規模小売業者が、自己等が納入業者から商品を購入した後において、当該商品の納入価格の値引きを当該納入業者にさせること。ただし、当該納入業者の責めに帰すべき事由により、当該商品を受領した日から相当の期間内に、当該事由を勘案して相当と認められる金額の範囲内で納入価格の値引きをさせる場合を除く。

（納入業者の従業員等の不当使用等）

- 7 大規模小売業者が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、自己等の業務に従事させるため、納入業者にその従業員等を派遣させ、又はこれに代えて自己等が雇用する従業員等の人件費を納入業者に負担させること。
- 一 あらかじめ納入業者の同意を得て、その従業員等を当該納入業者の納入に係る商品の販売業務（その従業員等が大規模小売業者の店舗に常駐している場合にあつては、当該商品の販売業務及び棚卸業務）のみに従事させる場合（その従業員等が有する販売に関する技術又は能力が当該業務に有効に活用されることにより、当該納入業者の直接の利益となる場合に限る。）
 - 二 派遣を受ける従業員等の業務内容、労働時間、派遣期間等の派遣の条件についてあらかじめ納入業者と合意し、かつ、その従業員等の派遣のために通常必要な費用を大規模小売業者が負担する場合

（不当な経済上の利益の收受等）

- 8 前項に規定するもののほか、大規模小売業者が、自己等のために、納入業者に本来当該納入業者が提供する必要のない金銭、役務その他の経済上の利益を提供させ、又は当該納入業者が得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

備考

- 1 この告示において「大規模小売業者」とは、一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第十一条第一項に規定する特定連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者を含む。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 前事業年度における売上高（特定連鎖化事業を行う者にあつては、当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む。）が百億円以上である者
 - 二 次に掲げるいずれかの店舗を有する者
 - イ 東京都の特別区に存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五

十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあっては、店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の店舗

□ イに掲げる市以外の市及び町村の区域内にあっては、店舗面積が千五百平方メートル以上の店舗

- 3 この告示において「納入業者」とは、大規模小売業者又はその加盟者が自ら販売し、又は委託を受けて販売する商品を当該大規模小売業者又は当該加盟者に納入する事業者（その取引上の地位が当該大規模小売業者に対して劣っていないと認められる者を除く。）をいう。

平成20年(措)第15号

排 除 措 置 命 令 書

東京都昭島市中神町1160番地1

株式会社エコス

同代表者 代表取締役 平 邦 雄

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第20条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 株式会社エコスは、次の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後次の行為と同様の行為を行わない旨を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 遅くとも平成17年11月以降、自社並びに株式会社シーズンセレクト、株式会社マスダ及び株式会社やまうちの3社（以下主文において「子会社3社」という。）の店舗の開店（改装開店を含む。以下主文において同じ。）及び閉店（改装閉店を含む。以下主文において同じ。）に際し、自社と継続的な取引関係にある食料品及び雑貨の納入業者（自社のほか子会社3社の全部又は一部と継続的な取引関係にあるものを含む。以下主文において同じ。）であって、その取引上の地位が自社に対して劣っているもの（以下第1項において「納入業者」という。）のうち和日配、洋日配、一般食品及び菓子の各仕入部門に係るものに対し、当該納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、閉店に際して割引販売をすることとした商品及び開店に際して当該店舗に最初に陳列する商品について、当該割引販売前の販売価格に100分の50を乗じる等の方法により算出した額をその納入価格から値引きをさせていた行為

- (2) 遅くとも平成17年11月以降，自社及び子会社3社の店舗の開店及び閉店に際し，納入業者に対し，あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく，かつ，派遣のために通常必要な費用を自社及び子会社3社が負担することなく，当該従業員等が有する技術又は能力を要しない当該店舗における商品の陳列，補充等の作業のために，納入業者の従業員等を派遣させていた行為
- (3) 遅くとも平成17年11月以降，自社及び子会社3社の店舗の開店に際し，納入業者のうち和日配及び惣菜の各仕入部門に係るもの（改装開店に際しては惣菜の仕入部門に係る納入業者に限る。）に対し，当該店舗の粗利益を確保するため，事前に算出根拠，目的等について明確に説明することなく，「即引き」と称して，開店に当たって当該納入業者に納入させる商品のうち特定のものについて，その納入価格を通常の納入価格に一定割合を乗じた価格等通常の納入価格より低い価格とすることにより，当該価格と通常の納入価格との差額に相当する経済上の利益を提供させていた行為
- (4) 遅くとも平成17年11月以降，自社及び子会社3社の店舗の開店に際し，納入業者のうち和日配及び洋日配の各仕入部門に係るものに対し，自社の粗利益を確保するため，事前に算出根拠，目的等について明確に説明することなく，「協賛金」と称して，金銭を負担させていた行為
- 2 株式会社エコスは，前項に基づいて採った措置を，自社と継続的な取引関係にある食料品及び雑貨の納入業者に通知するとともに，自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。
- 3 株式会社エコスは，今後，第1項(1)から(4)までの行為と同様の行為を行ってはならない。

- 4 株式会社エコスは、今後、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。これらの措置の内容については、第1項(1)から(4)までの行為と同様の行為を行うことのないようにするために十分なものでなければならない、かつ、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。
- (1) 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成
 - (2) 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、役員及び仕入担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査
- 5(1) 株式会社エコスは、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。
- (2) 株式会社エコスは、前項の(2)に基づいて講じた措置の実施内容を、今後3年間、毎年、当委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1(1)ア 株式会社エコス（以下「エコス」という。）は、肩書地に本店を置き、食料品及び雑貨の小売業を営む食料品スーパー業者である。エコスの平成18年3月から平成19年2月までの売上高は約700億円であり、100億円以上である。また、エコスは、平成19年12月末日現在、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県において68店舗の小売店舗を展開しているところ、これらの小売店舗のうち24店舗は、東京都の特別区及び政令指定都市以外の区域に所在し、かつ、その店舗面積が1,500平方メートル以上の店舗である。

イ エコスは、その株式のすべてを保有しその代表者をエコスの役員が兼務する子会社として、静岡県浜松市に本店を置く株式会社シーズンセレクト（同社の平成18年10月1日付け商号変更前の商号は、松菱商事株式会社である。）、茨城県常総市に本店を置く株式会社マスダ及び茨城県石岡

市に本店を置く株式会社やまうちの3社（以下「子会社3社」という。）を有し、子会社3社の店舗として、平成19年12月末日現在、茨城県及び静岡県の区域において、食料品及び雑貨を販売する店舗を合計27店舗展開しており、当該店舗における平成18年3月から平成19年2月までの売上高は約250億円である。

(2)ア エコスと継続的な取引関係にある食料品及び雑貨の納入業者（以下「納入業者」という。）は、約260名であり、エコスの各仕入部門の仕入担当者は、当該納入業者との間で、自社の店舗で販売する商品について商談を行い、事前に納入価格等の取引条件を決定している。

イ 納入業者の過半は子会社3社とも継続的な取引関係にあるところ、遅くとも平成17年11月以降、エコスは、子会社3社の店舗において販売される商品、その販売価格、その納入者等を決定するほか、エコスの各仕入部門の仕入担当者が、当該商品についての商談を行い、事前に納入価格等の取引条件を決定しており、当該取引についても、当該納入業者の実質的な取引の相手方はエコスである。

(3) エコスとの納入取引（エコスのほか子会社3社の全部又は一部との納入取引を含む。以下同じ。）は、納入業者にとって重要であり、納入業者の多くは、エコスとの納入取引の継続を強く望んでいる状況にある。このため、納入業者の多くは、エコスとの納入取引を継続する上で、納入する商品の品質、納入価格等の取引条件とは別に、エコスからの種々の要請に従わざるを得ない立場にあり、その取引上の地位はエコスに対して劣っている。

(4) エコスとの納入取引において、エコス及び子会社3社の店舗で販売される商品は、納入業者から、買取りの方法により仕入れられている。

2(1) エコスは、遅くとも平成17年11月以降、自社及び子会社3社の店舗の開店（改装開店を含む。以下同じ。）及び閉店（改装閉店を含む。以下同じ。）に際し、和日配、洋日配、一般食品及び菓子の各仕入部門に係る納入業者に対し、当該納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、閉店に際して割引販売をすることとした商品及び開店に際して当該店舗に最初に陳列する商品について、当該割引販売前の販売価格に100分の50を乗じる等の方法により算出した額をその納入価格から値引きをするよう要請していた。

これらの要請を受けた納入業者の多くは、エコスとの納入取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、値引きをしていた。

例えば、エコスは、平成17年11月から平成19年6月までの間に、閉店した自社及び子会社3社の店舗延べ42店舗並びに開店した自社及び子会社3社の店舗39店舗において、納入業者延べ約1,670名に対し、総額約2億5700万円の値引きをさせていた。

(2) 平成19年6月14日、本件について、当委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ、エコスは、前記(1)の納入業者に値引きをさせる行為を取りやめている。

3(1) エコスは、遅くとも平成17年11月以降、自社及び子会社3社の店舗の開店及び閉店に際し、納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない当該店舗における商品の陳列、補充等の作業（以下「陳列等作業」という。）を納入業者に行わせることとし、納入業者に対し、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、陳列等作業を行わせるためにその従業員等の派遣を受けることを必要とする店舗、日時等を連絡し、その従業員等を派遣するよう要請していた。

これらの要請を受けた納入業者の多くは、エコスとの納入取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、その従業員等を派遣していた。エコス又は子会社3社は、当該派遣のために通常必要な費用を負担していなかった。

例えば、エコスは、平成17年11月から平成19年6月までの間に、自社及び子会社3社の店舗延べ89店舗の開店及び閉店に際し、陳列等作業を行わせるため、納入業者延べ約3,850名に対し、延べ約8,320人の従業員等を派遣させ、使用していた。

(2) 平成19年6月14日、本件について、当委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ、エコスは、前記(1)の納入業者にその従業員等を派遣させる行為を取りやめている。

4(1) エコスは、遅くとも平成17年11月以降、自社及び子会社3社の店舗の開店に際し、和日配及び惣菜の各仕入部門に係る納入業者（改装開店に際しては惣菜の仕入部門に係る納入業者に限る。）に対し、当該店舗の粗利益を確保するため、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、「即引き」と称して、開店に当たって当該納入業者に納入させる商品のうち特定のものについて、その納入価格を通常の納入価格に一定割合を乗じた価格等通常の納入価格より低い価格とすることにより、当該価格と通常の納入

価格との差額に相当する経済上の利益の提供を要請していた。

これらの要請を受けた納入業者の多くは、エコスとの納入取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、経済上の利益を提供していた。

例えば、エコスは、平成17年11月から平成19年10月までの間に、自社及び子会社3社の店舗延べ35店舗の開店に際し、納入業者延べ約540名に対し、約1900万円に相当する経済上の利益を提供させていた。

(2) 本件について、当委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を行っていたところ、エコスは、平成19年11月ころ以降、前記(1)の経済上の利益を提供させる行為を取りやめている。

5(1) エコスは、遅くとも平成17年11月以降、自社及び子会社3社の店舗の開店に際し、和日配及び洋日配の各仕入部門に係る納入業者に対し、自社の粗利益を確保するため、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、「協賛金」と称して、金銭の負担を要請していた。

これらの要請を受けた納入業者の多くは、エコスとの納入取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、金銭を負担していた。

例えば、エコスは、平成17年11月から平成19年10月までの間に、自社及び子会社3社の店舗延べ38店舗の開店に際し、納入業者延べ約860名に対し、1店舗あたり5万2500円、3万1500円等の金額により、総額約3510万円の金銭を負担させていた。

(2) 本件について、当委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を行っていたところ、エコスは、平成20年3月ころ以降、前記(1)の金銭を負担させる行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記第1の1の事実によれば、エコスは、大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法(平成17年公正取引委員会告示第11号。以下「大規模小売業告示」という。)の備考第1項に規定する「大規模小売業者」に該当するところ

1 前記第1の1及び2の事実によれば、その取引上の地位が自己に対して劣っている納入業者に対し、大規模小売業告示の第2項のただし書に規定する場合に該当しないにもかかわらず、納入業者から商品を購入した後にその商品の納入価格の値引きをさせていたものであり、これは、大規模小売業告示

の第2項に該当し

- 2 前記第1の1及び3の事実によれば，その取引上の地位が自己に対して劣っている納入業者に対し，大規模小売業告示の第7項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず，自己の業務に従事させるため，納入業者の従業員等を派遣させていたものであり，これは，大規模小売業告示の第7項に該当し
- 3 前記第1の1及び4の事実によれば，その取引上の地位が自己に対して劣っている納入業者に対し，自己のために，本来納入業者が提供する必要のない経済上の利益を提供させていたものであり，これは，大規模小売業告示の第8項に該当し
- 4 前記第1の1及び5の事実によれば，その取引上の地位が自己に対して劣っている納入業者に対し，自己のために，本来納入業者が提供する必要のない経済上の利益を提供させていたものであり，これは，大規模小売業告示の第8項に該当し

いずれも独占禁止法第19条の規定に違反するものである。また，前記第1の2から5までについては，違反行為の取りやめが当委員会の審査開始を契機としたものであること等の事情を勘案すれば，特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって，エコスに対し，独占禁止法第20条第2項の規定に基づき，主文のとおり命令する。

平成20年6月23日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委 員 山 田 昭 雄

委 員 濱 崎 恭 生

委 員 後 藤 晃

委 員 神 垣 清 水